

平成29年度 第7回宮古島市教育委員会（定例会）議事日程

平成29年10月26日（木） 午後2時 開議

城辺庁舎2階インキュベート室

- 日程第1 会議録署名委員の指名について
- 日程第2 承認事項 会議録の承認について（平成29年度第6回定例会）
- 日程第3 報 告 教育長報告
- 日程第4 議案第18号 宮古島市文化財保護審議会への諮問について
- 日程第5 議案第19号 宮古島市文化財保護審議会への諮問について
- 日程第6 議案第20号 宮古島市学校心理士設置要綱の一部を改正する訓令について
- 日程第7 議案第21号 宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について
- 日程第8 その他

議案第18号

宮古島市文化財保護審議会への諮問について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年10月26日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市指定文化財に指定するには、宮古島市文化財保護条例第4条第3項の規定により、宮古島市文化財保護審議会に諮問する必要があるため、本案を提出します。

議案第19号

宮古島市文化財保護審議会への諮問について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年10月26日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

宮古島市指定文化財に指定するには、宮古島市文化財保護条例第4条第3項の規定により、宮古島市文化財保護審議会に諮問する必要があるため、本案を提出します。

別 紙

有形文化財（建造物）にやつ墓（ニヤーツ墓）

- 1 文化財の種別、名称
（俗称を含む。）及び員数 : 有形文化財（建造物）にやつ墓（ニヤーツ墓） 1基
- 2 所在の場所 : 宮古島市下地字洲鎌オホナ732番地1
- 3 所有者の氏名及び住所 : 氏名 [REDACTED]
住所 [REDACTED]

議案第20号

宮古島市学校心理士設置要綱の一部を改正する訓令について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成28年10月26日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

9月定例会で承認していただいた「宮古島市学校心理士設置要綱」は、民間資格として同名称の資格が存在しており、宮古島市教育委員会の心理士の委嘱の条件として学校心理士資格は必要ないので、別の職名を制定する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市学校心理士設置要綱の一部を改正する訓令

宮古島市学校心理士設置要綱（平成29年教育委員会訓令第10号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宮古島市特別支援教育心理士設置要綱

第1条から第11条までの規程中、「学校心理士」を「特別支援教育心理士」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

議案第21号

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例の議案提出依頼について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年10月26日

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

提案理由

城辺地区の4中学校（福嶺・城辺・西城・砂川中学校）の統合に伴い、西城中学校の位置に「（仮称）城辺地区統合中学校」を新たに設置するには、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

宮 教 学 適 第 号
平 成 2 9 年 10 月 日

宮古島市長
下地 敏彦 殿

宮古島市教育委員会
教育長 宮國 博

1 2 月 定 例 議 会 議 案 提 出 に つ い て (依 頼)

みだしの件について、1 2 月 定 例 議 会 へ 下 記 の 議 案 提 出 を 依 頼 し ま す 。

記

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例について

議案第 号

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例について

上記の議案を別紙のとおり提案する。

平成29年 月 日提出

宮古島市長
下地 敏彦

提案理由

城辺地区の4中学校（福嶺・城辺・西城・砂川中学校）の統合に伴い、西城中学校の位置に「(仮称)城辺地区統合中学校」を新たに設置するには、条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出します。

別紙

宮古島市立学校設置条例の一部を改正する条例

宮古島市立学校設置条例（平成17年宮古島市条例第190号）の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

宮古島市立砂川中学校	宮古島市城辺字砂川599番地
宮古島市立西城中学校	宮古島市城辺字西里添1080番地
宮古島市立城辺中学校	宮古島市城辺字福里616番地
宮古島市立福嶺中学校	宮古島市城辺字新城634番地

」

を

「

宮古島市立 （仮称）城辺地区統合中学校	宮古島市城辺字西里添1080番地
------------------------	------------------

」

に改める。

附 則

この条例は、平成33年4月1日から施行する。